

福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会審査部会の  
決定事項について

平成16年 2月24日議決  
平成16年10月20日議決  
平成28年10月17日議決  
平成29年 3月13日議決  
令和 2年 3月13日議決

福岡市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要綱第3条の規定に基づき、福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会審査部会は、福岡市指定自立支援医療機関として、申請医療機関の自立支援医療に関する専門性を確認するために、必要な事項として、下記のとおり基準を定める。

記

1 福岡市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要綱（平成18年3月31日保健福祉局長決裁）の第8条第3号イ中「それぞれの医療の種類の専門科目につき、適切な医療機関における研究、診療」活動として評価されるものは、次のとおりである。

(1) 「それぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく、教育病院、教育関連病院等」における研究・診療活動

①整形外科を主として担当する医師にあっては、日本整形外科学会認定制度規約に基づく研修施設における研究・診療活動

(2) 腎臓に関する医療について

適切な医療機関（大学専門教室（大学院を含む。）及び医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院をいう。）において、人工透析に関する研修、又は、公益財団法人日本腎臓財団が行う透析療法従事職員研修を受けている場合

（平成16年2月24日議決）

2 福岡市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要綱の所属学会の種類について

(1) 福岡市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要綱（平成18年3月31日保健福祉局長決裁）の第8条第3号イ中「それぞれの医療の種類の専門科目につき、適切な医療機関における研究、診療」活動として評価されるものは、次に掲げる学会に所属しての活動であること。

医療の種類	学会名称
眼科に関する医療	日本眼科学会 日本眼科医会
耳鼻咽喉科に関する医療	日本耳鼻咽喉科学会 日本聴覚医学会
口腔に関する医療	日本口腔外科学会
整形外科に関する医療	日本整形外科学会
形成外科に関する医療	日本形成外科学会
中枢神経に関する医療	日本神経学会 日本小児科学会（小児科医師の場合）
脳神経外科に関する医療	日本脳神経外科学会
心臓脈管外科に関する医療	日本循環器学会 日本心臓病学会
心臓移植に関する医療	日本循環器学会 日本心臓病学会
腎臓に関する医療	日本腎臓学会 日本人工臓器学会 日本透析医学会 日本泌尿器科学会
腎移植に関する医療	日本移植学会
小腸に関する医療	日本消化器病学会 日本消化器外科学会 日本小児外科学会 日本外科代謝栄養学会 日本静脈・経腸栄養学会 日本消化吸収学会
肝臓移植に関する医療	日本肝臓学会
歯科矯正に関する医療	日本矯正歯科学会 日本口蓋裂学会
免疫に関する医療	日本感染症学会

(2) 平成16年2月24日の福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会審査部会において、『それぞれの医療の種類の特科目につき、適切な医療機関における研究、診療』活動として評価されるものは、『それぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく、教育病院、教育関連病院等』における研究・診療活動であること」と承認したが、この「関係学会」とは前号に掲げる学会をいう。

(平成16年10月20日議決)

(平成29年3月13日議決)

3 「福岡市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要綱」（平成18年3月31日保健福祉局長決裁）の第8条第2号キ「十分な調剤実務経験」について

「十分な調剤実務経験」とは、「薬剤師として原則3年以上の調剤実務経験をいう。

(平成28年10月17日議決)

(令和2年3月13日議決)